

横浜市補装具購入等に要する費用の特別助成に関する要綱

制定 令和6年11月14日 健障自第1797号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条第1項ただし書に該当する者が補装具の購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）を行う場合に、区長が当該補装具の購入等に要した費用の一部を助成すること（以下「特別助成」という。）及び当該費用の代理受領に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 難病患者等 障害者のうち、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第379号）で定めるものによる障害の程度が、主務大臣が定める程度である者をいう。
- (3) 補装具費 法第76条第2項に規定する補装具費の額をいう。

（補装具費特別助成対象障害者等）

第3条 この要綱の助成対象者は、障害者のうち、次に掲げる要件を満たす者（以下「補装具費特別助成対象障害者等」という。）とする。

- (1) 身体障害者手帳を所持している者又は難病患者等である者
- (2) 市が援護の実施者である者
- (3) 区長が補装具の利用が必要と判断した者
- (4) 法第76条第1項ただし書により、法に基づく補装具費の支給の対象とならない者

（助成額等）

第4条 特別助成の対象となる補装具費は、法第76条第2項に基づく補装具費の支給額の例により算出する。

- 2 申請ができる補装具の個数、耐用年数、修理等の取扱いについては、厚生労働省の定める「補装具費支給事務取扱指針（以下「指針」という。）」の取扱いに準ずるものとする。
- 3 前項の補装具の耐用年数は、当該補装具を作製した年度から起算するものとする。

る。

4 助成額は、第1項の規定により算出した額の7割の額とする。

5 同一人に交付する助成額は、年度毎に600,000円を限度とする。

(医学的判定及び決定方法の種類)

第5条 補装具費特別助成対象障害者等の判定及び決定方法は、次のとおりとする。

なお、種目ごとの医学的判定及び決定方法については、障害者更生相談所が別に定める。

- (1) 補装具費特別助成対象障害者等が障害者更生相談所に来所して判定を行う方法(以下「来所判定」という。)
- (2) 医師の作成する医学的判定(意見)書により障害者更生相談所が判定を行う方法(以下「書類判定」という。)
- (3) 医師の作成する医学的判定(意見)書により区長が決定する方法
- (4) 医師の作成する医学的判定(意見)書を要さず、区長が決定する方法

(申請の受付)

第6条 補装具費の特別助成を受けようとする者は、補装具費特別助成申請書(第1号様式)に、来所判定の場合には第3号に掲げる書類を、書類判定の場合には次に掲げる書類を添付し、区長に申請しなければならない。ただし、区長は、第4号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

- (1) 医学的判定(意見)書
- (2) 見積書
- (3) 世帯状況・収入等申告書(第1号様式の2)
- (4) 補装具費特別助成対象障害者等及びその配偶者の市町村民税の課税(非課税)証明書(申請日の属する年度及び前年度(申請日が4月から6月までの場合は、前年度及び前々年度)のもの。)

2 医学的判定(意見)書の要否に関しては、障害者更生相談所が別に定めるものとする。

(医学的判定(意見)書)

第7条 前条第1項第1号に規定する医学的判定(意見)書は、障害者更生相談所が別に定める条件を満たす医師の作成したものとする。

2 難病患者等の医学的判定(意見)書については、前項に規定する医師に加えて、都道府県が指定する難病医療連携拠点病院又は難病医療支援病院の医師であつて、所属学会において認定された者の作成したものとする。

(見積書)

第 8 条 第 6 条第 1 項第 2 号の見積書については、横浜市障害者（児）補装具費支給事務取扱要綱（平成 22 年 3 月 31 日健障福第 2860 号）第 7 条の規定を準用する。

(書類判定)

第 9 条 区長は、第 6 条に定める申請を受けたときは、書類判定を要するものについては、判定依頼書により障害者更生相談所に判定依頼をしなければならない。

2 前項の判定依頼があった場合は、障害者更生相談所は、医学的判定（意見）書により判定結果を区長に送付しなければならない。

3 第 1 項の判定の実施については、横浜市補装具判定事務実施要領第 2 条の規定を準用する。

(来所判定)

第 10 条 来所判定を要するものについては、補装具費特別助成対象障害者等は第 6 条に定める申請を行った後、障害者更生相談所において医学的判定を受けるものとする。

2 障害者更生相談所は、前項の医学的判定を行い、判定書により判定結果を区長に送付しなければならない。

3 第 1 項の判定の実施については、横浜市補装具判定事務実施要領第 2 条の規定を準用する。

(特例補装具の検討)

第 11 条 区長は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号。以下「基準」という。）に定められた補装具の種目に該当するものであって、基準別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「特例補装具」という。）の購入等に要する費用の助成について検討する必要がある場合は、障害者更生相談所が別に定める横浜市補装具判定事務実施要領に従い、特例補装具検討会へ協議の依頼をしなければならない。

2 前項の協議依頼があった場合は、障害者更生相談所は、横浜市補装具判定事務実施要領に基づき協議を行うものとする。

(決 定)

第 12 条 区長は、第 5 条、第 9 条及び第 10 条の手続により補装具の要否を判断し、補装具費特別助成対象障害者等に対し補装具費の特別助成を決定する場合に

は、補装具費特別助成決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という。）により第6条に基づき申請した者に通知し、かつ、補装具費特別助成券（第3号様式）（以下「特別助成券」という。）を第8条に規定する見積書を作成した登録事業者に送付するものとする。

- 2 区長は、申請を却下する場合には、補装具費特別助成却下通知書（第4号様式）により第6条に基づき申請した者に通知するものとする。

（契 約）

第13条 決定通知書を受けた補装具費特別助成対象障害者等と特別助成券の送付を受けた登録事業者は、双方で補装具費の購入等に関する契約等を締結したうえで補装具の購入等を行うものとする。

- 2 補装具費の特別助成決定前に当該補装具の購入等を行う場合には、補装具費特別助成対象障害者等と登録事業者との間で締結した契約等に従い、双方の責任により対応するものとする。補装具費特別助成申請が却下され、補装具費の特別助成がされない場合についても、同様とする。

（補装具費の代理受領）

第14条 横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則（平成18年規則第21号）に基づき、登録事業者が補装具費特別助成対象障害者等から当該補装具費の代理受領の委任を受ける場合には、委任状（第5号様式）により委任を受けるものとする。

（補装具の提供）

第15条 登録事業者は、区長が交付した決定通知書を補装具費特別助成対象障害者等から提示された場合は、補装具費特別助成対象障害者等と契約等を締結した上で、医師の処方に基づき適合する補装具を速やかに提供しなければならない。

- 2 登録事業者は、契約等の締結に当たり、補装具費特別助成対象障害者等に対し、契約等から補装具引渡しまでの手続き及び補装具引渡し後の改善その他の対応について説明しなければならない。
- 3 登録事業者は、基準に基づき補装具の提供を行うものとする。
- 4 登録事業者は、障害者更生相談所が認める場合を除き、障害者更生相談所又は補装具の医学的判定（意見）書を作成した医師による適合判定及び検査を経た後でなければ、補装具費特別助成対象障害者等に対し補装具を引き渡してはならない。
- 5 区長は、前項の適合判定の結果、補装具が補装具費特別助成対象障害者等に適合しないと認められるとき又は処方どおりに製作されていないと認められると

きは、登録事業者に対し、登録事業者の負担において不備な箇所を改善するよう求めることとし、改善がなされた後でなければ補装具を引き渡すことができないものとする。

(補装具費の請求等)

第 16 条 登録事業者は、補装具費の請求に当たり、特別助成券及び委任状を添付した請求書を、速やかに区長に提出しなければならない。

2 区長は、登録事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から 30 日以内にその額を支払うものとする。

(補装具引渡し後の改善)

第 17 条 補装具の引渡し後、災害等によるき損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合（以下「免責事由」という。）を除き、引渡し後 9 か月以内に生じた破損又は不適合は、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。

2 基準別表に定める修理のうち軽微なものについては、当該修理を行った後 3 か月以内に生じた破損又は不適合（免責事由を除く。）について、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。

3 登録事業者は、改善を行うに当たって必要な場合、適合判定を行った医師に意見を求めることができるものとする。

(差額自己負担の取扱い)

第 18 条 区長が補装具費特別助成を決定する補装具は、その種目、名称、型式、基本的構造等について基準等を満たすものでなければならない。

2 補装具費特別助成対象障害者等が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超える場合は、それが医師の処方に影響を及ぼさない限り、基準で定められる額との差額を補装具費特別助成対象障害者等が負担することで助成の対象とする。

3 区福祉保健センターは、前項についての判断が難しい場合は、障害者更生相談所に助言を求めることができる。

(介護保険による福祉用具貸与との適用関係)

第 19 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という）若しくは同条第 2 項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という）に該当する 65 歳以上のもの、

又は同法第7条第3項第2号に規定する特定疾病により要介護状態若しくは要支援状態に該当する40歳以上65歳未満のものが、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえを希望する場合は、介護保険法による福祉用具の貸与又は購入が優先するため、原則として、補装具費特別助成を行わない。ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると障害者更生相談所が判定した場合は、補装具費特別助成を行う。

2 要介護状態又は要支援状態にある場合であっても、それ以前に法又は補装具費特別助成で車椅子、電動車椅子の助成を受けた者に限り、次に掲げる内容の修理については、補装具費特別助成として対応できるものとする。

(1) 車椅子（タイヤ、チューブ、キャスター、ブレーキ、リフレクタ）

(2) 電動車椅子（タイヤ、キャスター、バッテリー）

（指導、調査等）

第20条 区長は、補装具費特別助成の決定について必要があると認めるときは、補装具費特別助成対象障害者等又は登録事業者に対して、状況を調査し、又は報告を求めることができる。

2 市長は、この要綱の実施について必要があると認めるときは、補装具費特別助成対象障害者等又は登録事業者に対し、報告及び関係書類の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に、関係者に質問させ、若しくは関係書類を検査させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第21条 この要綱による補装具費の特別助成を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（不正利得の返還）

第22条 区長は、補装具費特別助成対象障害者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の特別助成を受けたときは、当該助成額の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 補装具費特別助成対象障害者等又は登録事業者は、前項により区長から返還を求められた場合は、これに応じなければならない。

（助成の廃止）

第23条 区長は、補装具費の特別助成を廃止するときは、特別助成対象障害者等及び登録事業者に対し、補装具費特別助成廃止通知書（第6号様式）により通知する。

(台帳の整備)

第24条 区長は、補装具費特別助成の助成状況を明確にするため、補装具費特別助成台帳（第7号様式）を整備しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事務取扱については健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は令和6年12月1日から施行する。